

広島県告示第三百九十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によって、次のとおり免許を取り消した。

平成二十七年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年六月十一日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

面本 伸彦

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第一七五七八号）

三 免許の取消しの理由

平成二十四年の二級建築士試験において、受験資格を有しないにもかかわらず、実務経歴を詐称し、同試験を受験し、同試験に合格した事実が判明したため、建築士法第十三条の二第一項の規定により、上記試験の合格が取り消された。

このことは、建築士法第九条第一項第五号に該当する。